

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 4 日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 八 木 一 行

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 27 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 3 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 10 日 午前 9 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所松戸支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 24 日 午後 1 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所松戸支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 11 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 15 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	370,000 296,000	一括	74,000	11,082	0
1	330,000				
2	40,000				
		</			



※11※

物 件 目 録

1 所 在 野田市尾崎字本田
地 番 1 3 0 3 番 3
地 目 宅地
地 積 7 8 . 7 0 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 A

2 所 在 野田市尾崎字本田
地 番 1 3 0 3 番 1
地 目 宅地
地 積 3 8 6 . 3 8 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

共有者 A 持分 3 8 6 3 8 分の 3 2 0 0



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 15 日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 八 木 一 行

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 野田市尾崎字本田
地 番 1 3 0 3 番 3
地 目 宅地
地 積 7 8 . 7 0 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 A

- 2 所 在 野田市尾崎字本田
地 番 1 3 0 3 番 1
地 目 宅地
地 積 3 8 6 . 3 8 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

共有者 A 持分 3 8 6 3 8 分の 3 2 0 0



令和8年(ヌ)第5号
令和8年3月31日受理
令和8年4月30日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所松戸支部
執行官 関根 裕幸

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 野田市尾崎字本田
地 番 1303番3
地 目 宅地
地 積 78.70平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 野田市尾崎字本田
地 番 1303番1
地 目 宅地
地 積 386.38平方メートル

共有者 A 持分38638分の3200



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	未実施（住居表示未実施区域）	
土地	物件1、2	
現況地目	☐ 宅地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☒ 雑種地（物件1、2） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐	
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☒ 上記の者が物件1の土地を資材置場として使用し、占有している ☒ 物件2の土地は私有通路として使用されている ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐	
その他の事項	3枚目「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
（ 2 枚目）

その他の事項

■ 物件1の土地について

- 1 西側隣地(1301番4、以下「件外土地」という。)と一体となって資材置場として利用されている。なお、件外土地の所有者はAであり、本競売手続の対象になっていない。
- 2 南側は幅員約4メートルの私有通路に接面しており、西側を除く周辺隣地とは垣根やトタン、土盛りで概ね区画されている。地積測量図で図示されている境界標のうち、北東端部分のみ境界標(コンクリート杭)を確認することができたので、これを基点とした概測によれば、現況の形状は地積測量図の記載と概ね一致しているものと思料される(接面道路の状況については評価書を参照)。
- 3 土地にはほぼ全面にわたってコンテナボックス、土のう、塗料缶、単管パイプや木片等の建築廃材が置かれているため、土壌汚染が存在する可能性を否定することができず、地下埋設物が存在する可能性も否定できない。
- 4 北東端部分に鋼製の引込柱が1本設置されており、当該引込柱を通じて、件外土地上のプレハブ(住居)に電気が引き込まれている。
- 5 その他、評価人の調査によれば、以下のとおりである。
 - (1) 市街化調整区域内の土地であり、線引前宅地に該当する可能性が高いものの、単独では建築基準法上の道路に接面していないこと等により、(再)建築は不可であると推測される。
 - (2) 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されている。

■ 物件2の土地について(共有持分38638分の3200)

- 1 物件1の土地が南側で接面する幅員約4メートルの凹形状の私有通路である。
- 2 現況の形状は地積測量図の記載と概ね一致しているものと思料されるが、当該地積測量図における求積が残地によるものであるため、正確な形状及び地積を把握するためには測量が必要となる。
- 3 土地には複数の電柱が設置されている。

■ 物件1、2の土地について

- 1 本競売手続により、物件1、2の土地が売却された場合、件外土地は公道に通じない土地となるため(件外土地の周囲にAが所有する他の土地の存在は確認できなかった。)、買受人は、公道に至るための他の土地の通行権の負担を受ける可能性がある。
- 2 その他、評価人の調査によれば、以下のとおりである。
 - ・ 野田市ハザードマップによれば、「河川がはんらんした場合の最大浸水深0.5mから3.0mの区域」に指定されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (債務者(所有者))	1 物件1の土地については、私が所有する西側隣地と一体として利用しています。私は西側隣地上に設置してあるプレハブに一人で住んでおり、近隣で産廃業を営んでいる人に雇われています。土地には廃棄物が散乱しており、これは私が置いた私の物なので片付けようと思っているのですが、怪我をしてしまったことや高齢であることもあって片付けられていません。 2 物件2の土地は、物件1の土地が接面する私道です。 (以上、令和8年4月8日物件所在地で面談) 1 物件1の土地には建物を建てるができなかったと思います。北東端部分に設置してある電気の引込柱は私が設置しました。この引込柱からプレハブに電気を引いています。引込柱の電線は東側隣地上を通過していますが、東側隣地の所有者には口頭で承諾を得ています。 2 物件2の土地に設置してあるマンホールは私設の下水のものだったと思います。物件2の土地について、他の共有者の方達との間で維持や管理に関する取り決めや金銭的な負担はありません。 (以上、令和8年4月22日物件所在地で面談)

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

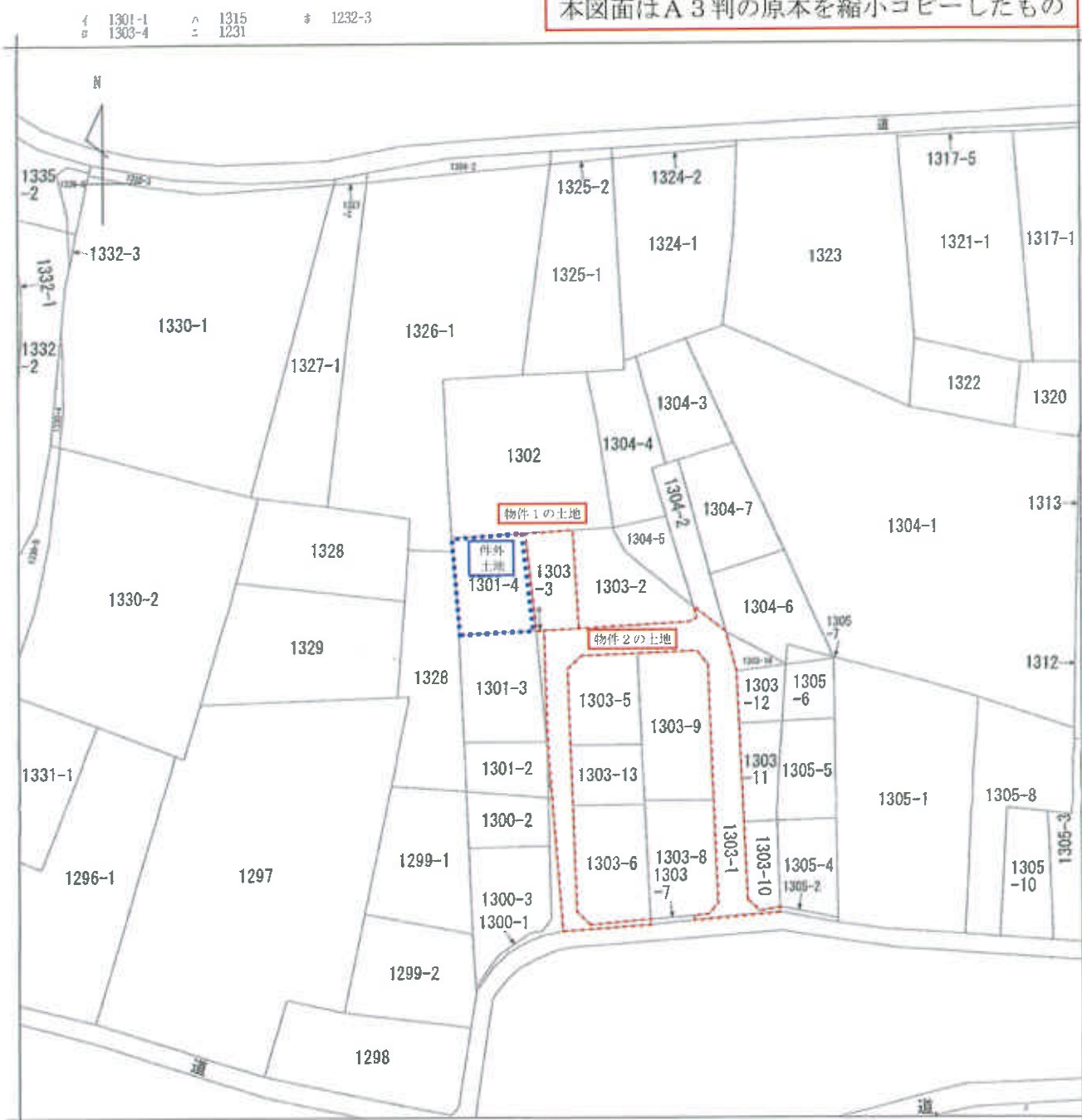
(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月8日（水） 11：05 — 11：25	野田市役所	物件1、2の土地の地番図（航空写真の重ね図）の 交付を請求
令和8年4月8日（水） 12：25 — 12：45	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影 △と面談し、占有状況等を聴取 現地調査日時調整
令和8年4月13日（月） 14：30 — 14：40	千葉地方法務局 松戸支局	①周辺隣地（件外土地を含む。）の不動産登記事項 証明書 ②件外土地の地積測量図 の交付を請求
令和8年4月22日（水） 10：00 — 10：40	物件所在地	現地調査、評価人同行、占有調査、写真撮影 △と面談
年 月 日（ ） ： — ：		
年 月 日（ ） ： — ：		
年 月 日（ ） ： — ：		
年 月 日（ ） ： — ：		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

本図面はA3判の原本を縮小コピーしたもの



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	野田市尾崎字本田				地番	1303番3			
出力	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉県地方務局柏支局管轄)

令和7年12月4日

東京法務局港出張所

地図整理番号：M54853

登記官

(1/1)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉地方検務局相支局管轄)
令和7年12月4日 東京法務局進出課所

謝冠如

(7 枚目)

地圖整理番号・K54854

1303

地積測量図 1310.25

組

地番 1-7-8-9-10-11 野田市尾崎字本田

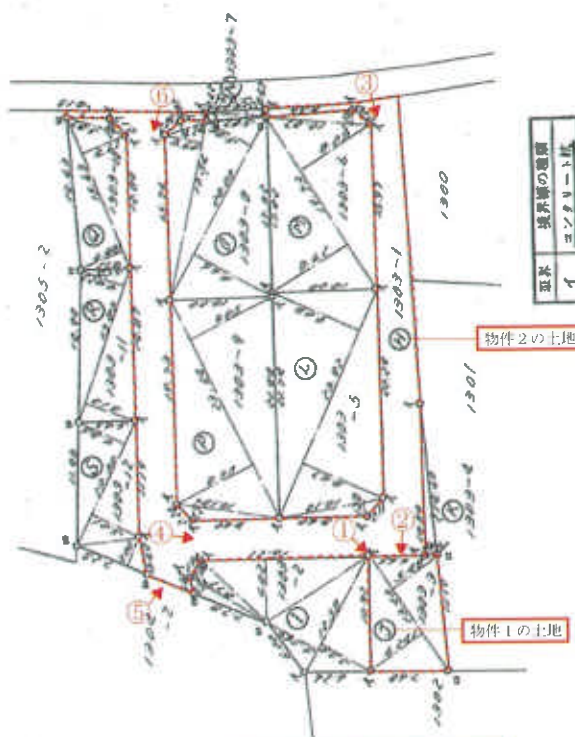
友誼

地 号	基 础	高 度	塔 面 積	面 積
① 1303-2	0.77 1.21 1.25	1.15 0.82 0.53	26.2405 92.5852 139.3728	
① 1303-3	1.03 1.06	0.24 0.09	26.27065 62.4138	1.2143 70.406
① 1303-4	1.10 1.02	1.28 0.82	12.4280 48.2588	7.212
② 1303-5	1.02 1.03	1.18 0.82	11.8826 22.0410	21.6362
③ 1303-6	0.83 0.84	0.62 0.07	27.0470 3.4808	170.566 3.168
④ 1303-7	0.83 0.86 0.90	0.62 0.40 0.46	7.3275 0.3210 27.0400	3.4808 170.566
⑤ 1303-8	1.13 1.14	1.27 0.05	12.8651 41.8625	
⑥ 1303-9	1.02 1.02	0.82 0.61	9.2978 19.0671	211.766
⑦ 1303-10	1.02 1.02	0.82 0.61	5.8978 147.0545	75.712
⑧ 1303-11	1.02 1.02	0.82 0.61	43.1282 21.2500	75.712
⑨ 1303-12	1.13 1.14	1.27 0.05	12.8651 41.8625	211.766

物件1の土地

物件 2 の土地
(残地)

(注) ←○は写真撮影位置、方向及び写真番号を示す。



五木	境界線の種類
イ	エントリート
ロ	線

人請串

1500 英尺

(昭和 53 年 10 月 17 日作製)

(重慶)土產公司

本図面はA3判の原本を縮小コピーしたもの

物件1の土地 ①



物件1の土地（「---」はおおよその境界線を示す。） ②



物件2の土地 ③



物件2の土地 ④



物件2の土地 ⑤



物件2の土地 ⑥



副本

令和 8 年（ヌ）第 5 号

令和 8 年 4 月 22 日 現地調査

令和 8 年 4 月 30 日 評価

第 261001 号 発行番号

令和 8 年 5 月 2 日 提出日

千葉地方裁判所

松戸支部民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

川口 浩司

第1 評価額

一括価格		
金 370,000 円		
内訳価格		
物件1 (土地)	金	330,000 円
物件2 (土地)	金	40,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		地目：雑種地 住居表示未実施区域
2	物件目録記載のとおり。		地目：雑種地
番号	特 記 事 項		
1、2	物件1は、線引前宅地ではあるが、接道条件等から（再）建築は不可であると推測したことから雑種地とした。 物件2は、現況私有通路として使用されているように見受けられるが、建築基準法上の道路扱いはなく、所有者(共有者)以外の公衆の使用の可否が不明であることから雑種地とした。また対象となるのは持分38638分の3200である。		

物 件 目 録

- 1 所 在 野田市尾崎字本田
地 番 1303番3
地 目 宅地
地 積 78.70平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 野田市尾崎字本田
地 番 1303番1
地 目 宅地
地 積 386.38平方メートル

共有者 A 持分38638分の3200



第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位 置 ・ 交 通	東武野田線「川間」駅の北方・約1.1km(道路距離) 最寄バス停「尾崎台」の北西方・約560m(道路距離) (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	市街化調整区域内の未利用地を中心とする地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な 規制を考慮しない一般的 な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	無指定
	建 蔽 率	指定 60%
	容 積 率	指定 200%
	防 火 規 制	なし
	そ の 他 規 制	宅地造成等工事規制区域
		放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点 調査地域に指定されている。
		立地適正化計画
		建築基準法第22条指定区域
		景観条例
画 地 条 件 (規 模 , 形 状 等)	【物件1】 形 状 :(長方形地) 地 勢 :(概ね平坦) 接道方位 :(南) 間 口 :(約6.6m) 奥 行 :(約11m) 地 積 :(78.70㎡) (登記) 接面道路との関係 :(中間画地) 隣 地 と の 高 低 差 :(各隣接地と略等高) 【物件2】 不整形 (凹形状) 地 (地積386.38㎡ (登記) 、幅約4m、長さ約107 m、物件1に接面する共有の私有通路) 、持分38638分の3200	

接 面 道 路 の 状 況	南側（私道） 路線名（－） 幅員（約4m） 連続性（普通） 舗装（無） 歩道（無） 側溝（無） 高低差（私道と概ね等高）	
	建築基準法上の種類	建築基準法上の道路ではない
	セットバック	不要と見込まれる
	建築の可否	不可であると推測（特記事項参照）
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1	隣接件外土地と一体的に資材置場等として利用されている。
	物件2	物件1の接する私有通路となっている。
	隣 地	・北 側： 未利用地 ・東 側： 未利用地 ・南 側： 通路・通路を介して農地 ・西 側： 資材置場
供 給 処 理 施 設 〔敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」無い場合を「なし」とした。〕	上 水 道	なし
	ガ ス 配 管	なし
	下 水 道	なし
土 壌 汚 染 等	・ 地歴調査及び地図調査を行ったが、物件1、2は従前から建物等はない資材置場等である。しかし、残置物があり、当該残置物に有害物質が含まれている可能性が否定できないことから、土壤汚染の存在する可能性は否定できない。 ・ 地下埋設物の存否は確認できないが、残置物があり、当該残置物が地中にも存する可能性が否定できない。そのため地下埋設物が存在する可能性は否定できない。 ・ 野田市教育委員会への聴取によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。	

特 記 事 項	・ 物件1・2は市街化調整区域内の土地であるが、線引前宅地に該当する可能性が高い。しかし物件1単独では建築基準法上の道路に接面していない。物件2は現況、私有通路として使用されていると見受けられ、また所有形態が共有である。物件1と物件2（の一部）を建築物の敷地として一体的に使用し接道要件を満たす可能性はあるが、その際は物件2の他の所有者（共有者）の承諾等が必要となり、物件2の本件対象持分、他の所有者（共有者）の数等を勘案すれば現実的ではないと思料した。そのため、本件では、現況も勘案し（再）建築は不可であると推測した。 ・ 物件1には、簡易コンテナボックス外残置物が西側隣接不動産（本件所有者と同一人が所有する件外土地）にわたって存している。 ・ 物件2が構成する現況私有通路の使用方法等について、本件所有者からの聴取によると所有者間等の取り決め等はない模様である。そのため、当該私有通路の所有者（共有者）以外の公衆の使用の可否は不明である。 ・ 西側隣接不動産（本件所有者と同一人が所有する件外土地）は本件競売により、単独では、物件2が構成する私有通路からの出入りが不能になる。また物件2の持分もなくなることから、物件2南側市道への出入りができなくなる可能性がある。そのため、物件1・2に囲繞地通行権の負担が生じる可能性がある。 ・ 物件1は法務局備付地積測量図が存する。ただし現地での確認では一部境界杭しか確認できなかった。 ・ 物件2の登記数量は残地の地積測量図に基づいており、測量等の結果、増減する可能性がある。 ・ 上記「接面道路の状況」については、現況を勘案し、物件2等が構成する私有通路について記載した。 ・ 上記、主な公法上の規制等の建蔽率・容積率は市街化調整区域における建築物の建築形態規制値を指定建蔽率・指定容積率として記載した。 ・ 物件2に複数箇所マンホール（蓋）が存しているが、現況、物件2は私有通路であり、野田市での調査では内容が判明しなかった。一方、本件所有者からの聴取によると下水とのことであった（ただし、野田市での調査によると物件2南側市道に下水本管は埋設されていない。）。
---------	---

	・ 上水道・都市ガス・下水につき公共のものは物件1 前面私有通路（物件2）には埋設されていない。ただし上水道は物件2 が南側で接続する市道に本管が埋設されている。その他私設のインフラの設備の有無等については不明。 ・ 物件2 に複数箇所支柱が存する。物件1 東側付近に電気引込線を支持するための支柱が存し当該支柱を経由し、件外西側隣地に向け引込線が物件1 を横断している。 ・ 『野田市ハザードマップ』によれば、物件1・2は「河川がはんらんした場合の最大浸水深0.5mから3.0mの区域」に指定されている。詳細は『野田市ハザードマップ』ご参照。
--	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

①物件1、2（土地）

目的土地の価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	持 分 エ	建付減価 オ	土地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ= カ
1	21,000	0.31	78.70	—	—	512,000
2	21,000	0.10	386.38	3,200/38,638	—	67,000
計						579,000

ア 標準価格：(公示価格等からの規準)

地価公示等(基準地 野田(県)-17)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 22,000 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{(100)}{100} & \times & \frac{100}{(100)} & \times & \frac{100}{(105)} & = & 21,000 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準的±0% (格差率) 100

◇地 域 格 差：街路、交通接近、環境、行政条件格差等を考慮した。 (格差率) 105

標準画地は、近隣地域において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個 別 格 差：【物件1】

(相 乗 積)

再建築不可-50%、土壤汚染・地中埋設物可能性
-5%、残置物あり-10%、規模-20%、囲繞地通
行権負担可能性-10% (格差率) 0.31

【物件2】

現況通路-90%、縄伸び縄縮み可能性±0%、囲繞
地通行権負担可能性±0% (格差率) 0.10

ウ 地 積：登記簿数量による。

エ 持 分：登記簿のとおり

オ 建 付 減 価：— (格差率) —

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①カ) ア	占有 減価修正 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	評価額 (円) (1万円未満四捨五入) $\text{ア} \times \text{イ} \times \text{ウ} \times \text{エ} = \text{オ}$
1	512,000	1.00	0.80	0.80	330,000
2	67,000	1.00	0.80	0.80	40,000
一括価格 (合計)					370,000

イ 占有減価修正：特になし

ウ 市場性修正：建物建築が不可と推測される残置物のある土地とそれに付随する現況私有通路である土地持分の市場性等を考慮した。

エ 競売市場修正：第2「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第 6 参考資料

・ 基準地価格（野田（県）-17）

所 在	野田市東金野井字前在家 9 6 9 番 3 外
価 格	22,000円/㎡
位 置	東武野田線「川間駅」の北西方約1.7kmに位置する。
価 格 時 点	令和7年7月1日
地 積	549㎡
供 給 処 理 施 設	水道、ガス
接 面 街 路	南3.6m市道
用 途 指 定 等	市街化調整区域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要	農家住宅周辺に農地、林地、一般住宅等が散在する住宅地域

第 7 附属資料

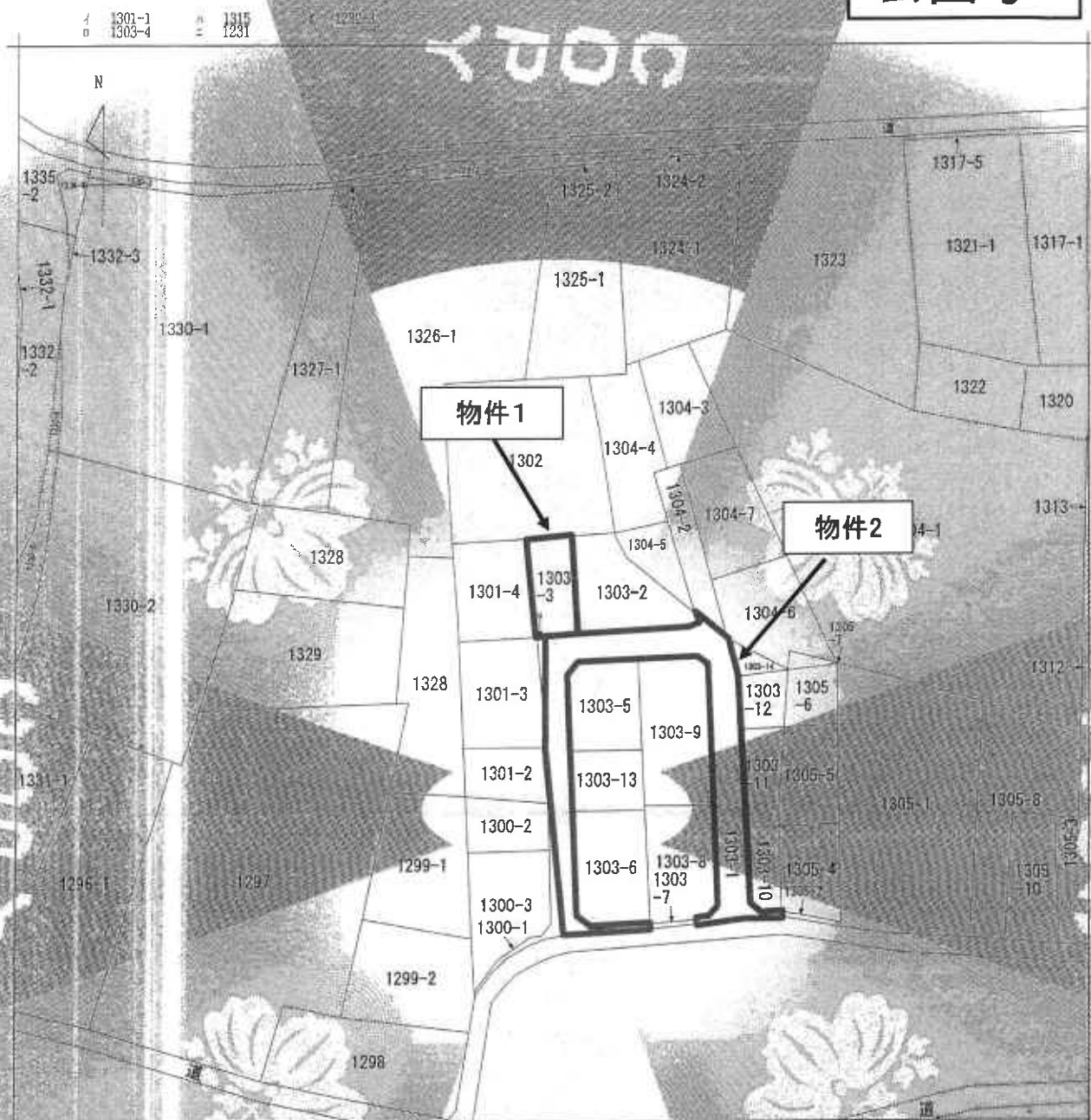
1. 位置図
2. 公図写
3. 地積測量図写

以 上



地理院データ（国土地理院）を利用して作成

公函写



(作) 地図に筆字で固定は、土地の区画を明確にした不動産登記法附則の地図が備え付けられるまでの間、これに代わらぬものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の略図を記載した図面です。

請 部	求 分	所 在	野田市尾崎字本田				地 番	1303番3	
出 産	力 尺	1/600	精 度 区 分	座 標 系 及 記 号	分 類	地図に準ずる図面		産 類	旧土地台帳附属地図
作 年	成 月	日	備 付 寸 法 図			備 記 事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である

(千葉地方法務局柏支局保管)

令和7年12月4日

東京法務局港區事務所

地图整理番号：M54853

(1/1)

12

本図面はA3版をA4版
程度に縮小したもので
す。

登記年月日 昭和53年10月25日

これは図面に記載されている内容と異なる場合があります。
(千葉県地方事務局 地籍課 作成)
令和7年12月4日 東京地籍調査委員会

本図面はA3版をA4版程度に縮小したものです。

[物件1・2]

地積測量図 10.25

地番 1003-2
土地の所在 野田青尾崎守村

求積表

地番	長さ	幅	面積	面積
① 1003-2	4.27	1.10	4.69	4.69
② 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
③ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
④ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑤ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑥ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑦ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑧ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑨ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑩ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑪ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑫ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑬ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑭ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑮ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑯ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑰ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑱ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑲ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
⑳ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉑ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉒ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉓ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉔ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉕ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉖ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉗ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉘ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉙ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉚ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉛ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉜ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉝ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉞ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㉟ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊱ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊲ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊳ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊴ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊵ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊶ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊷ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊸ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊹ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊺ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊻ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊼ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊽ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊾ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50
㊿ 1003-2	12.50	5.40	67.50	67.50

物件1

物件2

縮尺 1/500

申請人

東京地籍調査委員会

作製者

地図整理番号: M54854